

# 三鷹市新型インフルエンザ等 対策行動計画

平成 26 年 12 月  
令和元年 8 月（一部改定）

三鷹市



## はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ<sup>1・2</sup>は、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック<sup>3</sup>）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症<sup>4</sup>の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性<sup>5</sup>が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

### 2 取り組みの経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年の「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）<sup>6</sup>が発生して世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエ

ンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

東京都（以下「都」という。）では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成19年3月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、また、平成22年3月に「都政のBCP（新型インフルエンザ編）」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、都が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第7条に基づき、平成25年11月に新たな「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）を作成した。

### 3 三鷹市の行動計画の作成

三鷹市（以下「市」という。）では、平成21年10月に「三鷹市新型インフルエンザ（強毒型）対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25年4月の特措法の施行により、平成25年4月13日に「三鷹市新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「条例」という。）」を、同年4月16日には「三鷹市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（以下「施行規則」という。）」を施行し、三鷹市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）に関し必要な事項を定めた。

新型インフルエンザ等の脅威から市民の健康を守り、安全安心を確保する必要があることから、国、都の行動計画と整合性を保ちつつ、「三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を策定し、市民生活の安全・安心の確保を目指すものとする。

市行動計画は、特措法に基づき、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、都行動計画に準じて、市の対策の基本的な方針を示すものである。

また、市行動計画は、国及び都の新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、必要時に変更を行うものとする。

---

巻末【用語解説】1 インフルエンザ 参照

2 新型インフルエンザ 参照

- 3 パンデミック 参照
- 4 新感染症 参照
- 5 病原性 参照
- 6 新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (2009) 参照

# 目 次

はじめに	1
I 総 論	
第1章 基本的な方針	
1 計画の基本的考え方	5
2 対策の目的	6
3 発生時の被害想定	7
4 発生段階の考え方	8
5 対策実施上の留意点	10
第2章 対策の役割分担	
1 基本的な責務	11
2 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制	14
第3章 対策の基本項目	
1 実施体制	18
2 情報提供・共有	19
3 感染拡大防止	21
4 予防接種	26
5 市民生活及び経済活動の安定の確保	29
II 各 論	
第4章 各段階における対策	
1 未発生期	31
2 海外発生期	33
3 国内発生早期（都内未発生期）	36
4 都内発生早期	39
5 都内感染期	42
6 小康期	45
参考資料：用語解説	47
三鷹市新型インフルエンザ等対策本部条例	51
三鷹市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則	52

# I 総論

## 第1章 基本的な方針

### 1 計画の基本的考え方

#### (1) 根拠

この計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する市の行動計画である。

#### (2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

#### (3) 計画の基本的考え方

市行動計画は、政府行動計画及び都行動計画との整合性を保ちつつ、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、基本的な方針を示すものである。

また、国、都、指定地方公共機関、医療機関等、事業者及び市民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

#### (4) 計画の推進

市行動計画には、新型インフルエンザ等に関する科学的な知見を取り入れていく。また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

#### (5) 計画の改定

市行動計画は、都行動計画の見直し等を踏まえ、適時適切に変更を行うものとする。

## 2 対策の目的

### — 新型インフルエンザ等の対策の目的 —

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 2 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会・経済活動に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

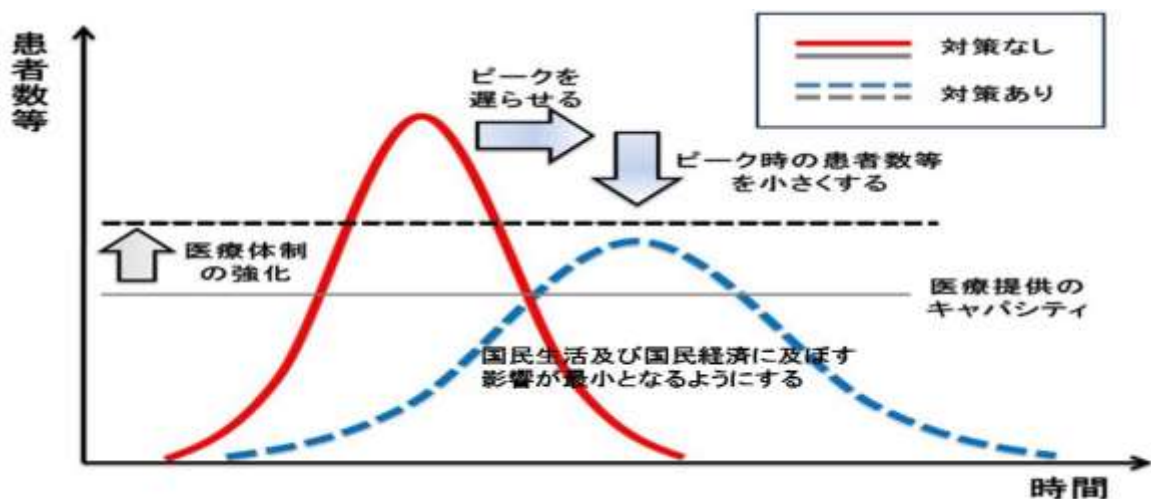
#### 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するよう配慮し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療等の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### 2 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- (2) 事業継続計画の作成・実施等により、医療業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

〈対策の効果 概念図〉 出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）





### 3 発生時の被害想定

新型インフルエンザ等発生の流行規模は、出現した新型インフルエンザ等ウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるものであり、現時点でその流行規模を完全に予測することは難しいとされている。

市行動計画の流行規模等の予測は、「政府行動計画（平成25年6月7日）」等を参考にしており、国と同様に、以下の推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザ薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の衛生状況等については考慮されていない。

患者の推計は、「全人口の25%が罹患する」という国の想定を元に、都は人口の集中する管内の特性を考慮に入れた独自の想定を行い、「都民の30%が罹患する」との流行予測を行った（都行動計画）。市では、都の流行予測に準じ市内での流行予測を行うと、医療機関を受診する患者数は、入院・外来を合わせて54,000人程度と推計される。

健康被害については、都に準じて算出している。

その他、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

#### 《流行規模・被害想定》

	国（政府行動計画）	都（都行動計画）	市（※1）
罹患割合	国民の25%が罹患すると想定	都民の30%が罹患すると想定	市民の30%が罹患すると想定
患者数	約1,300万人～約2,500万人	3,785,000人	54,000人
入院患者数	約53万人～約200万人 (※2)	291,200人	3,960人
死亡者数（※3）	約17万人～約64万人 (※2)	14,100人	192人

※1 患者数、入院患者数、死亡者数は、平成26年1月1日現在の市の人口180,194人を基に、都の流行予測値を人口按分した。

※2 過去に世界で大流行した、アジアインフルエンザ等のデータを参考にした中程度の被害から、スペインインフルエンザのデータを参考にした重度の被害想定範囲で、予測される被害人数。

※3 インフルエンザ関連死亡者数…インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡や脳症だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする間接的な死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

## 4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画で定める未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期及び小康期の区分にあわせた6区分とする。これに対応した都内における名称は、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内未発生期）、都内発生早期、都内感染期及び小康期とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

都内における発生段階の移行については、必要に応じて国と都が協議し、知事を本部長とする東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）が決定する。

なお、政府対策本部が特措法第32条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）をした場合には、市長を本部長とする市対策本部を設置し、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。

＜新型インフルエンザ等の発生段階＞

政府行動計画		都（市）	状態		
国	地方				
未発生期		未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期		海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期 (都内未発生期)	国内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査 <sup>7</sup> で追える状態で、都内では患者が発生していない状態		
	地域発生早期	都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
国内感染期	地域感染期	都内感染期	《医療体制》 第一ステージ (通常の院内体制)	《医療体制》 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態	
			第二ステージ (院内体制の強化)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が、疫学調査で追えなくなった状態	流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし入院サーベイランス <sup>8</sup> 等の結果から入院患者が急増している状態
			第三ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

※流行注意報発令レベル、流行警報発令レベルの設定は、現行の季節性インフルエンザの流行期と同様の設定である。

巻末【用語解説】 7 積極的疫学調査 参照

8 サーベイランス 参照

## 5 対策実施上の留意点

市は、国、都、指定（地方）公共機関<sup>9・10</sup>及び関係機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、政府が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、市内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。この場合において、次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国及び都が行う医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

### (3) 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部と都対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「市対策本部長」という。）から東京都新型インフルエンザ等対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請をする場合には、相互に連携・協力し、速やかに所要の総合調整を行う。また、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、近隣自治体及び関係行政機関、指定（地方）公共機関などとの情報共有及び連携は重要であるため、新型インフルエンザ等の発生段階別に、相互協力しながら対策を推進する。

### (4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。なお、記録の公表に際しては、三鷹市個人情報保護条例等に留意する。

## 第2章 対策の役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会・経済への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関・薬局、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。

新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

### 1 基本的な責務

#### (1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

指定行政機関<sup>11</sup>は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

---

巻末【用語解説】9 指定公共機関 参照

10 指定地方公共機関 参照

11 指定行政機関 参照

## (2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、政府の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

## (3) 市

平常時には、市行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

発生時には、政府の基本的対処方針に基づき、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、市行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、市内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

## (4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

## (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び市と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会・経済活動維持のための業務を継続する。

## (6) 登録事業者

登録事業者とは、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者であり、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

## (7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管

理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

#### (8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行されている手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や市からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

## 2 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

平常時には企画部、総務部、健康福祉部による情報収集、連絡調整、協議を行い、新型インフルエンザ等への対策を推進する。発生時の体制は、国が政府対策本部を設置した場合、市は、すみやかに新型インフルエンザ等対策会議を設置し、情報収集及び市対策本部の立ち上げに向けて準備を行う。政府対策本部長が緊急事態宣言を行った時点で、特措法に基づく市対策本部と位置付けることとする。

なお、新型インフルエンザ等対策会議の構成等については、三鷹市経営本部規則に定める経営会議に準ずるものとする。

市対策本部については、特措法で定められたもののほか条例及び施行規則に基づき全庁をあげた実施体制を整備し、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。対策を実行する際には、必要に応じて医療関係者等の専門家の意見を聴取することができる体制を整備する。

条例に基づき市対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関し必要があると認めるときは、都本部長に対して必要な要請をする。

市対策本部は、市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどることとする。

### (1) 市対策本部の構成

#### ア 組織及び職員

- (ア) 本部長は市長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- (イ) 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (ウ) 本部員は、三鷹市職員定数条例（昭和42年三鷹市条例第25号）第2条第1項に規定する職員のうち部長及びこれに相当する職にある者（ただし、市長が特に認める者を除く。）並びに三鷹消防署長又はその指名する消防吏員をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。
- (エ) 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市職員のうちから市長が任命する。

#### イ 部

本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

#### ウ 本部会議

本部長は対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じて対策本部の会議を招集する。

#### エ 対策本部の事務局

対策本部の事務を処理するため、対策本部に事務局（健康福祉部）を置く。

事務局長は健康福祉部長、事務局次長は企画部長、総務部長とし、幹事は必要に応じて市長が任命する。



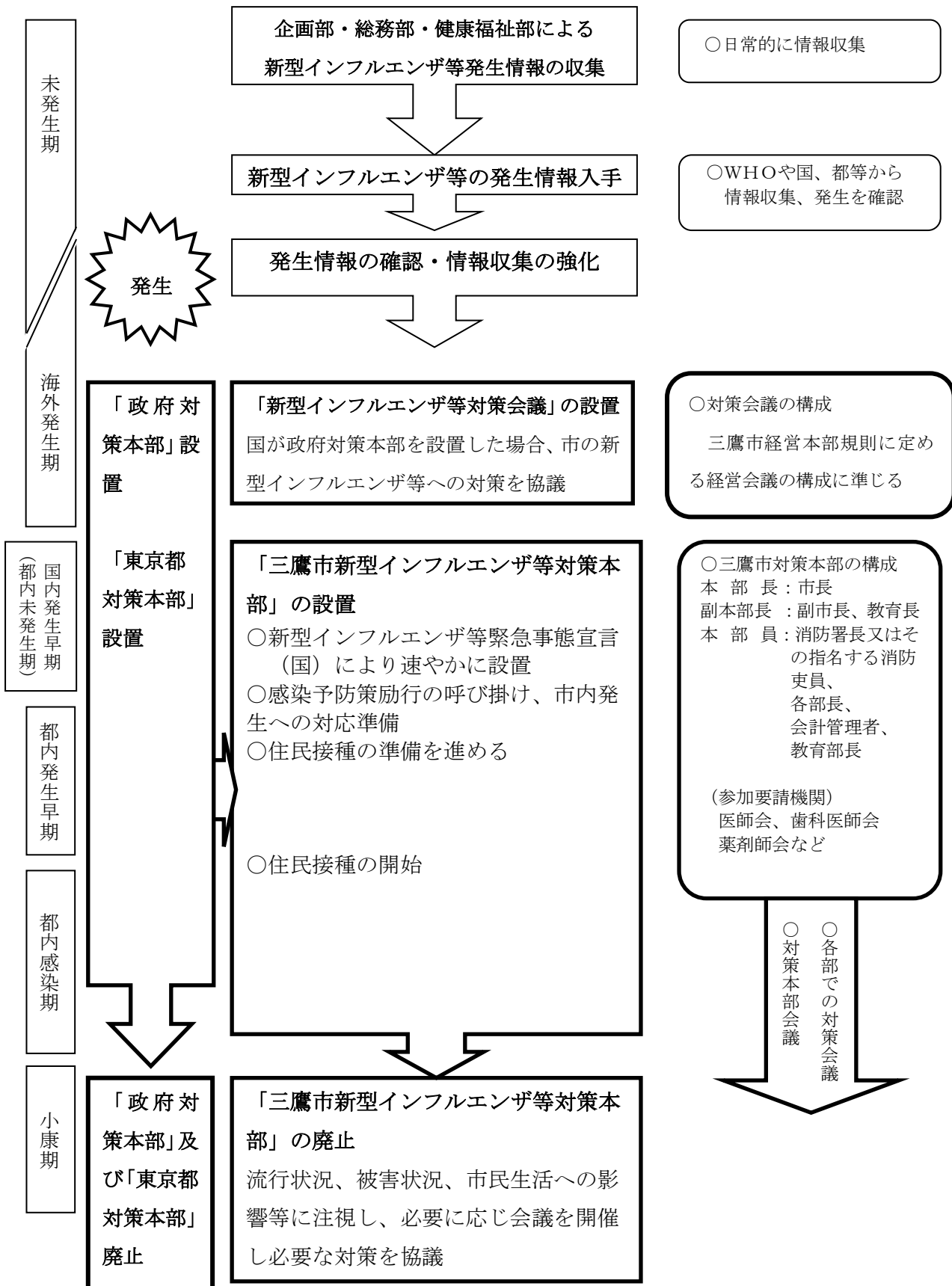
※ 各部の主な役割は以下のとおり

各部の主な役割

担当部署	主な役割
企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の連絡調整に関する事</li> <li>・緊急時の予算措置に関する事</li> <li>・報道機関への対応に関する事</li> <li>・広報など情報提供に関する事</li> <li>・情報の伝達及び処理に関する事</li> <li>・新型インフルエンザ等対策会議の設置・運営支援に関する事</li> <li>・新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営支援に関する事</li> <li>・情報システムの維持に関する事</li> <li>・在住外国人関係団体等との連絡調整に関する事</li> <li>・国・都・他自治体との連携に関する事</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の感染予防・サービス・罹患状況に関する事</li> <li>・市職員の予防接種（特定接種）の実施に関する事</li> <li>・市所有の車両の活用に関する事</li> <li>・市民の安全・安心に関する事</li> <li>・市職員の応援体制に関する事</li> </ul>
市民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍などの届出窓口の確保に関する事</li> <li>・火葬、埋葬の許可に関する事</li> <li>・遺体安置所の設置、運用に関する事</li> </ul>
生活環境部 (農業委員会事務局 含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、生活必需品の安定的供給の確保に関する事</li> <li>・生活関連物資等に関する情報収集・要請に関する事</li> <li>・商工関係団体等との連絡及び対策に関する事</li> <li>・町会、自治会等との連絡調整に関する事</li> <li>・ごみの排出抑制に関する事</li> <li>・ごみの収集に関する事</li> </ul>
スポーツと文化部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化施設、生涯学習施設、スポーツ施設等の感染予防に関する事</li> </ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事</li> <li>・新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関する事</li> <li>・新型インフルエンザ等対策会議の設置・運営に関する事</li> <li>・新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営に関する事</li> <li>・国・都・他自治体との連絡調整に関する事</li> <li>・コールセンター等における新型インフルエンザ等への健康相談に関する事</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の医療機関等及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>・住民接種の実施に関する事</li> <li>・社会福祉施設利用者の感染状況の把握に関する事</li> <li>・社会福祉施設の感染予防に関する事</li> <li>・在宅の高齢者・障がい者など要援護者支援に関する事</li> <li>・医療体制に関する事</li> </ul>
子ども政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園、幼稚園、子ども家庭支援センター等における感染予防に関する事</li> <li>・保育園、幼稚園、子ども家庭支援センター等における感染状況の把握に関する事</li> <li>・保育園、幼稚園、子ども家庭支援センター等の休園措置に関する事</li> </ul>
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバス等公共交通機関への注意喚起に関する事</li> <li>・下水道の維持に関する事</li> </ul>
都市再生部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園等の安全確保に関する事</li> </ul>
会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金の出納、保管に関する事</li> </ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会への情報提供及び連絡調整に関する事</li> </ul>
教育委員会事務局 教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育センター、図書館の感染予防に関する事</li> <li>・市内小・中学校の感染予防に関する事</li> <li>・市内小・中学校の感染状況の把握に関する事</li> <li>・市内小・中学校の休校措置に関する事</li> </ul>
選挙管理委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙管理委員会への情報提供及び連絡調整に関する事</li> </ul>
監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他部署の応援に関する事</li> </ul>

# < 新型インフルエンザ等対策における危機管理体制 >



## 第3章 対策の基本項目

政府行動計画及び都行動計画では、新型インフルエンザ等の対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国（都）民の生命及び健康を保護する」こと及び「国（都）民生活及び経済活動に及ぼす影響が最少となるようにする」ことを達成するために具体的な対策を定めている。

市行動計画においても政府行動計画及び都行動計画との整合性を確保し、以下の5項目を主要な対策として位置付ける。

- 1 実施体制
- 2 情報提供・共有
- 3 感染拡大防止
- 4 予防接種
- 5 市民生活及び経済活動の安定の確保

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

### 1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

市においては、新型インフルエンザ等の発生前から、全庁一体となった取り組みを推進するとともに、国、都及び関係機関と相互の連携を強化する。

新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置した場合、市はすみやかに新型インフルエンザ等対策会議を設置し、情報収集、周知、特定接種実施への協力を行う。国より新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合、全庁一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長、副市長及び各部長等からなる、「市対策本部」を設置する。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市は市行動計画の策定・改定や発生時の対応について、必要に応じて幅広い分野の専門家から意見を聴く。

## 2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、市、医療機関等、事業者及び市民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

### (1) 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が市民にとって千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供を行うため、広報をはじめ、ホームページ、ツイッター、安全安心メール等の媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### (2) 情報集約体制の整備

市は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び都が発信する情報を入手することに努め、関係部署間での情報共有体制についても整備する。

また、必要に応じて訓練を実施するなど、情報集約体制の整備に努める。

そして、収集した情報について、保健所との連携の下、市民が混乱しないように必要な情報を集約して、一元的かつ的確に提供できるよう体制を整える。

### (3) 平時における情報提供

未発生期から、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知を図り、市民一人ひとりの感染予防策が習慣化されるよう、情報提供や健康教育を実施する。

### (4) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供

市内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診方法などについて、市民に対しできる限り迅速に情報提供する。

また、発生時の情報提供に際しては、個人の人権の保護に配慮し、感染者への誹謗・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意する。

### (5) 医療機関等との情報共有

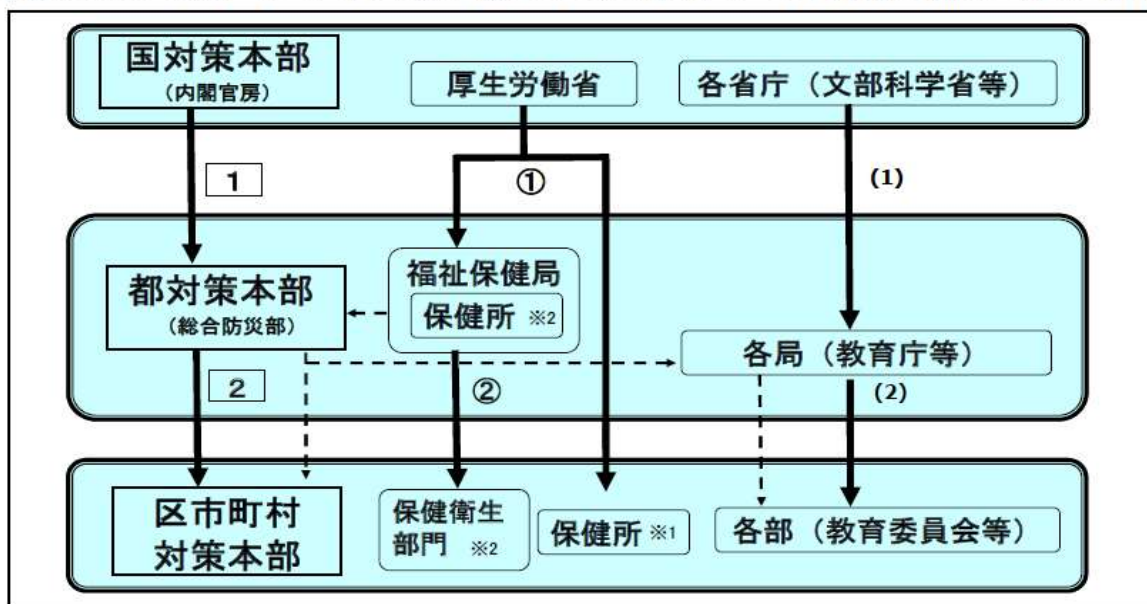
新型インフルエンザ等対策の実施においては、特に医療機関等との連携が重要であるため、都と連携し、二次保健医療圏における感染症地域医療体制ブロック協議会へ参加するなど平常時から情報の共有化を図る。また、三鷹市医師会など市内医療機関等との協議を通じ、発生時における対応について連携体制の構築を図る。

### (6) 住民相談

市は、国・都からの要請に基づいて相談窓口を設置し、住民からの一般的な問い合わせに対応する。

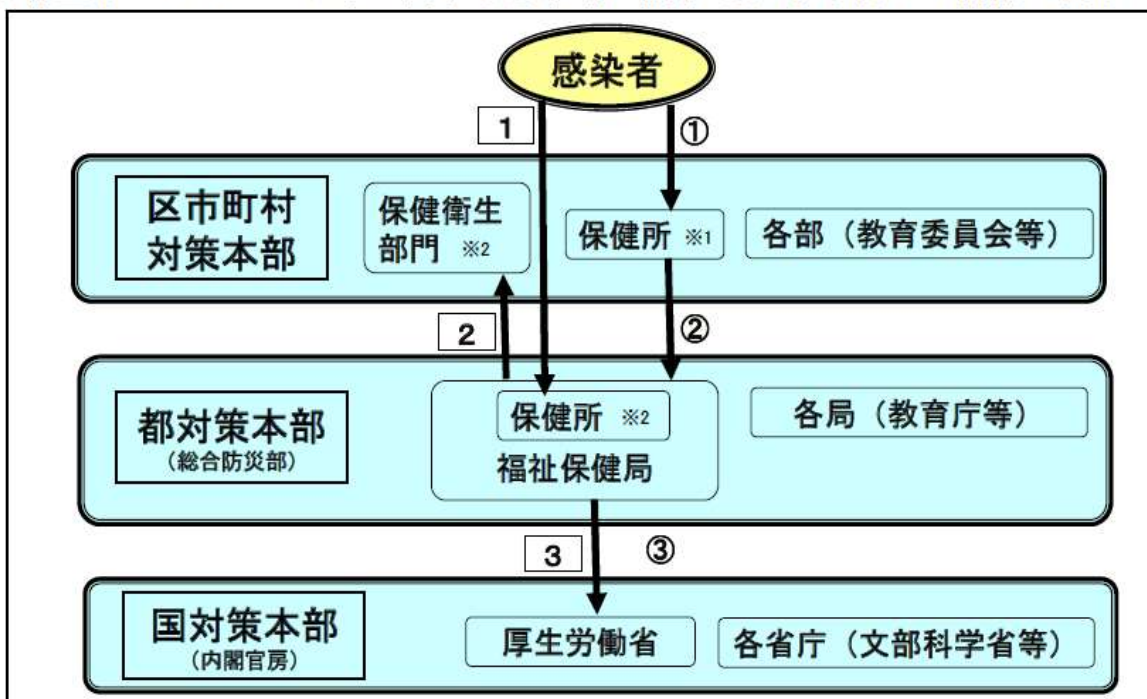
(参考) 出典：「都新型インフルエンザ等対策行動計画」(都)

○新型インフルエンザ等に関する国から区市町村への情報の流れ(国の通知等)



- ※1 保健所設置市(特別区、八王子市及び町田市)
- ※2 ※1以外の市町村
- 1→□2 内閣官房からの情報の流れ
- ①→② 厚生労働省からの情報の流れ
- (1)→(2) その他の省庁からの情報の流れ
- .....▶ 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

○新型インフルエンザ等に関する感染者に関する区市町村との情報の流れ



- 1→□2 保健所設置市以外の市町村の感染者に関する情報の流れ
- ①→② 保健所設置市の感染者に関する情報の流れ

### 3 感染拡大防止

新型インフルエンザ等による健康被害や市民生活等の混乱をできるだけ小さくするためには、医療機関の負荷を軽減し、必要な医療を受けられない人を出さないことが重要で、手洗い、うがい等の個人レベルでできることも含めて、状況に応じて行政が介入し適切な措置を講じることにより、できるだけ流行のピークを遅らせることや急な患者数増加を抑制することが有効であり求められる。

新型インフルエンザ等は自然に発症するものでなく、感染した人から人へ飛沫感染又は接触感染により罹患する感染症である。このことを踏まえ、感染拡大防止策の基本的な考え方としては、一人ひとりが、又は行政を含めた事業者が、人と人との直接又は間接的な接触の機会を減らすこと、感染した人は他人へ感染させないことなどを心がけて行動することであり、これにより流行のピークを遅らせることや急な患者数増加の抑制を可能とし、結果として、必要な医療の提供及び市民生活の安定を確保することを目指すものである。

また、重症化を防ぐのに効果が期待される予防接種は、罹患する前に接種を受ける必要があるが、住民接種用ワクチンの製造は新型インフルエンザ等発生後となることから、流行の前に接種することはできない。

感染拡大防止策によって流行のピークを遅らせることは、患者の急増による医療機関の負荷の軽減だけでなく、ワクチンの供給にかかるまでの時間をかせぐ効果がある。これにより、新型インフルエンザ等に罹患する前に予防接種を受けられる人が増え、結果として、入院等を必要とする重症患者や死亡者が減少することが期待できる。

さらに、感染拡大防止策による患者数の急増の抑制は、市民生活に欠かせない警察、消防、食料、生活必需品の生産、流通、公共交通等の従業員の欠勤率を低下させ、これらの業種の機能低下を抑えることにつながることから、健康被害の軽減のみならず市民生活の安定にとっても、感染拡大防止策の果たす役割は非常に大きい。

対策としては、個人レベルでできる小さな対策から、状況によっては行政が介入を深め地域単位で施設の使用制限や不要不急の外出自粛要請や指示などという、法律に基づいた大きな対策まで用意されているところである。

#### (1) 個人対策

##### ア 手洗い、うがい、マスクの着用

ウイルスは非常に小さく完全に防御することは困難だが、手洗い、うがい、マスクの着用により、新型インフルエンザ等の感染予防に以下のような効果があるため、特に、流行状況に関係なく、広報、市ホームページなどにより、市民一人ひとりが、日頃から手洗い、うがい、マスクの着用を習慣づけるよう働きかけを行う。

##### イ 症状がある場合の咳エチケットや休務の措置

感染拡大は、感染した人から複数の人に感染するという、流れの連鎖により生みだされることから、感染した人が他人へ感染させないことが重要である。

感染者と非感染者の接触機会が無ければ、他人に感染することを物理的に防ぐことができるため、感染者は治癒するまでの間、極力、仕事を休むなどして外出を自粛し、事業者は、事業所内での集団感染を防止するため、感染した従業員を休ませるなどの措置を講ずることが望ましい。

市は、これらについて、広報や市ホームページなどにより協力の呼びかけを行う。

#### ウ 不要不急の外出自粛要請や催物開催制限の要請・指示

感染拡大は、人と人が接触しないことにより防止することができることから、一人ひとりが、人混みを避けるほか、仕事、生活必需品の購入等、必要以外の外出を控えるなどの行動をとることが有効で、特措法では、政府の緊急事態宣言により、都知事が都民に対し不要不急の外出自粛の要請や催物開催制限の要請・指示が行えることになっている。

市は、緊急事態宣言の有無に関係なく、新型インフルエンザ等の発生後、不要不急の外出自粛について協力の呼びかけを行う。

### (2) 事業所対策

#### ア 学校、保育所等の施設における感染防止対策

多くの人が集まる場所は、一人の感染者から多数の人へ感染する集団発生が起こる危険性が高く、その後の地域の大流行に発展する場合が多い。

施設内に感染者が出ていない時期から、施設利用者に対し、日頃の手洗い、うがい、マスクの着用を呼びかけるとともに、体温測定等の健康管理を併せて行い、インフルエンザ様症状がある者については、医療機関を早期に受診させ、必要に応じて休ませるなどの措置をとるほか、接触者の健康管理に努める。

#### イ 学校、保育園、児童館等の臨時休業

学校、保育園等での集団感染は地域の大流行に発展する場合が多いので、集団感染や複数の感染者が同じ集団内に発生した場合は、初期の段階で、臨時休業等の措置をとることが非常に有効で、早い段階で感染拡大を阻止することが重要である。

政府による緊急事態宣言後は、特措法に基づき、都知事が学校、保育園等の施設に対して、使用制限の要請や指示を行う場合がある。

#### ウ 高齢者・障がい者等の社会福祉施設における対応

高齢者・障がい者等の社会福祉施設についても、利用者及び施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の病状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を、政府の基本的対処方針や都からの要請等に基づき実施する。

これらについては、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

#### エ イベント、催物等の自粛

人と人との接触機会を減らすため、人が集まるイベント、催物、集会等は、極力中止することが望ましく、市は、広く地域に協力を呼びかけるとともに、市自らが



行うイベント、催物等を中止するほか、市施設の使用を一時的に制限し、イベント、催物等を行えないような措置をとる。

#### オ 郵送による手続きの呼びかけ

市への申請等手続きは、郵送による方法を認めるとともに、郵送による方法を積極的にすすめ、極力市民の行動範囲を大きくさせないことに配慮し、一人でも多くの市民が罹患から免れ、流行期の医療機関にかかる必要のないよう努める。

また、国から、特措法に基づき、行政上の申請期限の延長について対応が求められた場合は、これに対応するとともに、市の要綱等で実施しているものについても、申請期限の延長について検討のうえ、申請期限を延長する措置を講じ、市民の感染機会を少なくする。

#### カ 徒歩、自転車移動、時差出勤の呼びかけ

出勤時に混雑状態となる電車等の公共交通機関は、生活に欠かせないものである一方、不特定多数の人同士が密着した状態となるほか、手すりやつり革にはウイルスの付着が考えられ、感染症という観点からは、効率よく感染が進む環境が整った非常に危険な空間であると言える。

新型インフルエンザ等流行時は、公共交通機関の従業員の欠勤も予想されることから、運休等により平常時と比べて、運行本数が少なくなる場合も十分考えられ、実際は、どのような状況になるかが予想困難であるが、個人や事業者は、移動の際、極力電車等を避けることが安全策であり、出勤等は、時差出勤や早起きをするなどして徒歩や自転車を利用することが推奨される。

(参考) 出典：「インフルエンザについて」 (多摩府中保健所ホームページ)  
<手洗い方法>

## 手を洗いましょう。

### 手洗い前の準備

- 爪は短く切っていますか？
- マニキュアは塗っていませんか？
- 時計や指輪をはずしていますか？



### 汚れが残りやすいところ

- 指先
- 指の間
- 親指の周り
- 手首
- 手のしわ

- ① 手指を流水で濡らし、石けん液または消毒剤を手のひらに取る
- ② 手のひらを擦り、よく泡立てて洗う



④ 手の甲を、もう一方の手のひらで擦る



③ 指の間をよく洗う



⑤ 指先を、もう片方の手のひらで擦る  
爪もよく洗う



⑥ 親指を包み込むように擦る



⑦ 手首を洗う

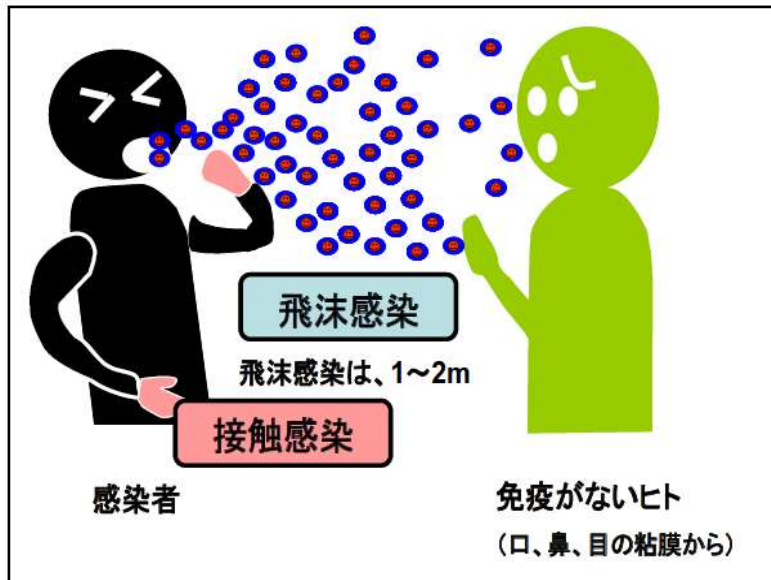


⑧ 流水でよく洗い流し、清潔なタオルで拭く

(参考) 出典：「都新型インフルエンザ等対策行動計画」 (都)

### <感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染 (\*1)」と「接触感染 (\*2)」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



#### (\*1) 飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

#### (\*2) 接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

(参考) 出典：「平成25年度今冬のインフルエンザ総合対策について」

(厚生労働省ホームページ)

### <咳エチケット>

- 咳・くしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用する。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れる。
- 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てる。
- 咳をしている人にマスクの着用を促す。
- ※咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布(ふしょくふ)製マスクの使用が推奨される。
- ※マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用する。

## 4 予防接種

### (1) ワクチン

新型インフルエンザへの対策は、医療対応以外のまん延防止対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うことが必要である。そして、ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザによる健康被害や社会・経済活動への影響を最小限度にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン<sup>12</sup>とパンデミックワクチン<sup>13</sup>の2種類がある。

新型インフルエンザが発生した際は、国の責任の下、医療機関等の関係機関や、国民の協力を得て、極力速やかにワクチンを確保し、プレパンデミックワクチンやパンデミックワクチンの接種を行う。

なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### (2) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

#### ○ 特定接種の対象となり得る者

ア 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

イ 新型インフルエンザへの対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザへの対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザへの対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

市は、国、都及び関係機関と連携し、特定接種が実施される場合に備えるとともに、特措法第 28 条に基づき、政府の基本的対処方針によって、市職員等の対象者に対する接種が決定された場合、厚労労働省からの指示により、集団的接種を行うことを基本に、新型インフルエンザ対策の実施に携わる市職員等については、市が実施主体として接種を行う。

### (3) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

◎対象者…市内に居住する者（在留外国人又は特定接種対象者に含まれない市内医療機関に勤務する（医療）従事者及び入院中の患者等も含む）

住民接種については、市が実施主体として、原則として集団的接種を実施することとなる。市は、国、都及び医師会等関係機関と連携し、接種に携わる医療従事者の確保や、接種の場所、接種の時期の周知・予約方法など具体的な実施方法について検討し、対象者に対して、速やかにワクチンを接種することができるよう体制の構築を図る。

なお、国や都とともに、特定接種又は緊急事態宣言時における住民接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請を行うよう都知事に求める。

#### 【臨時接種・新臨時接種】

区分	臨時接種	新臨時接種
根拠規定	特措法第46条 予防接種法第6条第1項	予防接種法第6条第3項
緊急事態宣言	あり	なし
想定するインフルエンザ	強毒型	弱毒型
接種の努力義務	あり	なし
接種の勧奨	接種を受けるよう勧める	
接種費用の自己負担	なし	あり (低所得者以外から実費徴収可)
費用負担割合	国1/2、都1/4、区市町村1/4	低所得者分のみ 国1/2、都1/4、区市町村1/4
健康被害の救済措置	予防接種法による救済	

(参考) 住民接種の接種順位に関する基本的考え方【予防接種に関するガイドラインから引用（一部改変）】

- 1 パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民分の供給までには一定の時間を要するため、未発生期に新型インフルエンザの発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を整理し、それを踏まえて政府対策本部で的確かつ迅速に決定し得るようにしておく。
- 2 特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザの患者の診療に直接従事する医療関係者から接種する。
- 3 特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位について、以下のとおりあらかじめ整理された接種の範囲・順位に係る考え方を基に、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、政府の基本的対処方針等諮問委員会に諮ったうえで、政府対策本部において決定する。
- 4 住民接種の対象者については、以下の表のとおり4群に分類する。

① 医学的ハイリスク者	・基礎疾患を有する者 <sup>14</sup> （基礎疾患は国が基準を示す） ・妊婦
②小児	・1歳以上の小児 ・1歳未満の小児の保護者 ・身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者
③成人・若年者	・当該市区町村に居住する住民のうち、①医学的ハイリスク者、②小児、④高齢者の群に分類されない者が該当
④高齢者	・65歳以上の者

- 5 接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響に考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方（重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方）もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。
- 6 この他、年齢によるワクチンの効果等も考慮する。
- 7 ワクチン接種の順位等を決定する際には、政府の基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において、決定する。なお、必要に応じ、基本的対処方針等諮問委員会に新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員を含め学識経験者の出席を求める。

## 5 市民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等は各地域での流行が約8週間程度続き、国民の25%（都は30%）が順繰りに罹患し、罹患者のうち労働者は1週間から10日間程度欠勤し、その大部分は一定の欠勤期間後治癒し、免疫を得て職場に復帰する。このように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの市民が罹患し、また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、市、医療機関、事業者及び市民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

### (1) 市民生活の維持

#### ア 食料・生活必需品の安定供給

社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品について、市内事業者等に業界団体などを通じて、安定供給を要請する。

また、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入における消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

#### イ 物資及び資材の備蓄

市は、市が行う新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材等の備蓄に努める。国の緊急事態宣言が行われた場合など、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するうえで、市の備蓄が不足する場合には、都知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請する。

#### ウ 高齢者等への支援

高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

また、外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、地域の実情に即し、地域住民団体、ボランティア等に協力要請する。

#### エ 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び都と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援を行う。

#### オ ごみの排出抑制

ごみ処理能力が低下し、平常時と同様の処理が困難になる場合、市は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、市民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。



#### カ ライフライン・公共施設等への業務継続要請

市民生活を支えるライフライン事業者などに対し、ライフライン等が停止することのないよう、業務の継続を要請する。

#### キ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。市は特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、必要に応じて同様の措置を実施する。

#### (2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要がある。遺族の意向や個人情報保護に留意するとともに、火葬場に対して、可能な限り稼働させるよう設置者に要請する。

市は、「火葬許可証」に死因を「一類感染症等」と明記するとともに、迅速な発行に努める。また、公衆衛生上の問題が生じるなど、緊急な対応が必要な場合、特措法第56条の規定による埋葬・火葬に係る国及び都の決定に基づき対応する。

#### (3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、相談窓口を設置するとともに制度融資を紹介する。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。



## II 各論

### 第4章 各段階における対策

※実施体制については、各段階において総論P18「実施体制」のとおり。

#### 1 未発生期

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられない状況

#### ◎目的

- ・発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
- ・国際的な新型インフルエンザ等の発生に関する情報を、迅速に把握する。

#### ◎対策の考え方

- ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平常時から、行動計画等を踏まえ、都や近隣自治体、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者等の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### (1) 情報提供・共有

市は、発生前から情報収集・提供体制を整備し、国及び都が発信する情報の入手に努め、また、関係部局間での情報共有体制を整備する。

新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、市は国からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。

市は、発生前から国、都及び関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。また、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

#### (2) 感染拡大防止

患者数のピークをできるだけ遅く、発生を低く抑えるためには、一人ひとりのとる予防行動が習慣化されることが重要である。そのため、日頃から、新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等についての基礎知識と併せて、予防方法について、広く周知しておくことが必要である。

また、市民や職員等に対し、新型インフルエンザ等についての基礎知識と併せて、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の個人でできる基本的な感染防止対策について普及啓発を図る。

### (3) 予防接種

#### ア 特定接種の準備

(ア) 市は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。

(イ) 市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

(ウ) 市職員の特定接種の準備を行う。

#### イ 住民接種

市が実施主体として、原則として集団接種を実施することになるため、国、都及び医師会等関係機関と連携し、接種に携わる医療従事者の確保や、接種の場所、接種の時期の周知・予約方法など具体的な実施方法について検討し、円滑に接種が行えるよう体制を構築する。

### (4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、在宅で療養する患者等の要援護者の把握に努め、遺体安置所、火葬能力等について検討し、新型インフルエンザ等の発生時の市民生活の安定の確保のため、準備を行う。また、市が行う新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材等の備蓄に努める。

ア 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、在宅で療養する患者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

イ 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

## 2 海外発生期

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

### ◎目的

- ・新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める
- ・都内での発生に備えて体制の整備を行う

### ◎対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性も高いが、病原性・感染力が高い場合にも対応できるよう準備する。
- ・国や都と連携して、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生の備え、市内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市内医療機関等、事業者及び市民に準備を促す。
- ・国や都から提供される検疫等の情報を基に、医療機関への情報提供、市民生活及び市民経済の安定のための準備、特定接種の実施及び協力等、国内発生に備えた体制準備を急ぐ。

### (1) 情報提供・共有

#### ア コールセンター等の体制

市は、国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。また、国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。

#### イ 情報提供方法

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合、国及び都が発信する情報を入手し、相談窓口、広報、ホームページ、ツイッター、安全安心メール等を通して、新型インフルエンザ等の基本的知識、海外及び国内の感染状況、新型インフルエンザ相談

センター（帰国者・接触者相談センター）<sup>15</sup>や新型インフルエンザ専門外来（感染症診療協力医療機関<sup>16</sup>に設置）に関する最新情報の提供に努める。

高齢者や情報の入手が困難なことが予想される外国人や障がい者等に対しても、受け取り手に応じた情報提供手段を講じる。

医療機関等関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を依頼する。

なお、個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する。

## （2）感染拡大防止

国内での発生を遅らせるため、国が中心となって、空港や港の検疫等を行うが、いずれ近い将来、発生地域からの渡航者を通じて国内にウイルスが侵入することを踏まえ、下記ア～カのことを広く市民、事業者に感染防止対策として協力依頼を行う。

ア 国内での発生に備えて、広く市民に対して、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及啓発を行うとともに実践を推奨する。

イ 国内での発生に備えて、事業者に対し施設及び従業員についての感染予防策の準備を依頼するとともに実践を推奨する。

ウ 学校、保育施設等の通所施設は、感染予防策の準備を行うとともに、施設内集団感染を防止するため、患者が発生した場合の臨時休業等の対応について検討しておく。

エ 集会、催物等の主催者は、中止や延期も視野に入れた検討を行うよう呼び掛けを行う。

オ 発生国及び発生国周辺地域への渡航を自粛するよう要請する。

カ 発生国及び発生国周辺地域に家族や従業員が渡航している場合、本人の健康状態や家族の感染予防について特に注意を払うことを要請する。

## （3）予防接種

### ア 特定接種

国、都及び関係機関と連携し、新型インフルエンザへの対策の実施に携わる市職員等に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。また、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

### イ 住民接種

市は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や医療従事者の確保など）に基づき、円滑に住民接種が実施できるよう、準備を開始する。実施について必要に応じて、国や都に技術的支援を要請する。

住民接種の優先すべき順位については、国の示す基本的な考え方に従う。（P28 参照）

住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、コミュニティ・センター等市の施設を活用するなどして接種会場を確保し、原則として、市に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

---

巻末	【用語解説】	15	新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）	参照
		16	感染症診療協力医療機関	参照

### 3 国内発生早期 (都内未発生期)

○都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。(都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)

#### ◎目的

- ・都（市）内での発生に備えた体制の整備を行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生に係る情報収集を行う。

#### ◎対策の考え方

- ・都（市）内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、都（市）内での発生や流行のピークを少しでも遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行う。

#### (1) 情報提供・共有

##### ア コールセンター等の設置

市は、国からの要請に従い、国から配布されるQ&A等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるよう努める。

また、国及び都が発信する情報を入手し、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供を行う。

##### イ 情報提供方法

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び都が発信する情報を入手し、相談窓口、広報、ホームページ、ツイッター、安全安心メール等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る新型インフルエンザ相談センターや新型インフルエンザ専門外来に関する情報提供を行う。

情報入手が困難なことが予想される外国人や障がい者等に対しても、受け取り手に応じた情報提供手段を講じる。

なお、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や都と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行う。

また、発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する場合もある。

## (2) 感染拡大防止

地域での発生が目前に迫る中、一人ひとりの基本的な感染防止策の徹底を依頼するとともに、迫りくる流行に対する備えと感染拡大防止対策のため、下記のア～キの協力依頼を行う。

ア 都内での発生に備えて、広く市民に対して、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛ける。

イ インフルエンザ等様症状がある場合は、仕事等は休み、直ちに新型インフルエンザ相談センターで相談するよう周知する。

ウ 都内での発生に備えて、事業者に対し施設及び従業員についての感染予防策を実施するよう呼び掛けを行う。

エ 学校、保育施設等の通所施設は、児童・生徒等に対して手洗い、うがい等を徹底させるとともに、一人ひとりの健康管理を強化する。また、施設内集団感染を防止するため、患者が発生した場合の臨時休業等の対応を決めておく。

オ 集会、催物等の主催者に、中止や延期について依頼する。

カ 発生地域への旅行を自粛するよう要請する。

キ 発生地域に家族や従業員が渡航している場合、家族や事業主に対し、本人が帰京後、本人の健康状態や家族の感染予防について特に注意を払うことを要請する。

## (3) 予防接種

### ア 特定接種

新型インフルエンザ対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体として引き続き、国、都及び関係機関と連携し特定接種を継続する。

### イ 住民接種の実施

パンデミックワクチン供給が可能になり次第、市は、都を通じた政府対策本部の決定に基づき、関係機関の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種（新臨時接種）が実施できるよう、引き続き準備を進めるとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

市は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、コミュニティ・センター等市の施設を活用するなどして接種会場を確保するとともに、医療従事者を確保し、原則として、市に居住する者を対象に集団的接種を行う。

### ウ 住民接種の広報・相談

市は、実施主体として、市民からの住民接種に関する基本的な相談に応じる。

病原性の高くない新型インフルエンザに対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワ

クチン接種の機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

エ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を周知する。

◎ **緊急事態宣言が行われた場合の措置**

1 住民に対する予防接種の実施

市は、住民に対する予防接種については、政府の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

2 住民接種の広報・相談

病原性の高い新型インフルエンザに対して行う予防接種のため、広報に当たっては、以下の点について留意する。

(1) 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。

(2) ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。

(3) 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

(4) 具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法等の周知を行う。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障がい者、乳幼児、外国人、在宅で療養する患者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での発生、流行に備えた準備を行う。

ア 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

イ 上下水道など、市民生活や経済活動を支える事業を継続できるように、都内での発生、流行に備えた対応を準備する。

ウ 高齢者や障がい者、乳幼児、外国人、在宅で療養する患者等の要援護者への支援について、都内感染期に備えた準備を行う。

エ 市が行う新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材等の備蓄に努め、都内感染期に備えた準備を行う。国の緊急事態宣言が行われた場合など、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するうえで、市の備蓄が不足する場合には、都知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請する。

オ ごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を行う。



## 4 都内発生早期

○都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。

### ◎目的

- ・都（市）内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・都と連携して、患者に適切な医療を提供できるようにする。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### ◎対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国が緊急事態宣言を行った場合は、積極的な感染防止策等をとる。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ・都内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、ワクチンの供給及び体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

### (1) 情報提供・共有

#### ア コールセンター等の継続

市は引き続き、国からの要請に従い、国から配布されるQ&A改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるよう努める。

#### イ 情報提供方法

市は引き続き、国及び都が発信する情報を入手し、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について広報、ホームページ、ツイッター、安全安心メール等で情報提供を行う。

情報入手が困難なことが予想される外国人や障がい者等に対しても、受け取り手に応じた情報提供手段を講じる。

なお、個人情報の公表の範囲については、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する。市民の生命及び市民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下において、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。

### (2) 感染拡大防止

市内で未発生の段階であっても、感染拡大に対する早期対策を講じ、市内で患者が発生した場合には、可能な限り感染を拡大させないことが重要となる。

感染拡大防止のため、下記のア～キについて協力依頼を行う。

ア マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策を徹底することについて呼び掛けを強化する。

イ 発生地域への渡航歴又は患者との接触歴があり、且つ、インフルエンザ等様症状がある場合は、直ちに新型インフルエンザ相談センターで相談するよう依頼する。

ウ 事業者に対し、従業員の健康管理や自施設の感染予防策を徹底するよう呼び掛けを行う。

エ 学校、保育施設等の通所施設は、施設及び児童・生徒等の感染防止対策を強化徹底し、施設内集団感染を最小限に抑えるため、患者が発生した場合は、必要に応じ臨時休業等を実施する。

オ 集会、催物等の主催者へ中止や延期を依頼する。

カ 市民に対し不要不急の外出自粛を勧奨する。

キ 市民、事業者に対し、人混みを避けるため、徒歩や自転車による移動を勧奨する。

### (3) 予防接種

市は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進める。

#### ア 住民接種の実施

市は、緊急事態宣言が行われていない場合は、都を通じた政府対策本部の決定に基づいて行われる、予防接種法6条第3項に基づく新臨時接種が実施できるよう準備を進める。市は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、コミュニティ・センター等市の施設を活用するなどして、接種会場を確保し、原則として、市に居住する者を対象に集団的接種を行う。

#### イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を周知する。

## ◎ 緊急事態宣言が行われた場合の措置

### 1 住民接種の実施

市は、政府の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

### 2 住民接種の広報・相談

引き続き、広報・相談を継続する。

### (4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

#### ア 市民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障がい者、乳幼児、外国人等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での流行に備えた準備を行う。

- (ア) 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。
- (イ) 上下水道など、市民生活を支える事業を継続できるよう、各所管のBCPやマニュアル等により、業務を実施する。
- (ウ) 事業活動に支障が生じた中小企業に対して、都の中小企業制度融資（災害復旧資金融資等）等の制度を紹介する。
- (エ) 高齢者や障がい者、乳幼児、外国人、在宅で療養する患者等の要援護者への支援について、都内感染期に備えた準備を行う。
- (オ) 市が行う新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材等の備蓄に努め、都内感染期に備えた準備を行う。国の緊急事態宣言が行われた場合など、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するうえで、市の備蓄が不足する場合には、都知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請する。
- (カ) ごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を行う。

#### イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働するよう要請する。

火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に安置するため、公共施設を使用する準備を行う。

- (ア) 市内での重症化率、致死率等の情報収集を行い、急増する新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働し、火葬する準備を進めることを要請する。
- (イ) 都内感染期における死亡者の急増に備え、遺体を一時的に安置できる公共施設のリストを作成する。
- (ウ) 関係団体等に遺体安置所設置時に向けた必要物資の準備を要請する。
- (エ) 遺体安置所の設置及び運用準備を行う。

## 5 都内感染期

○都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

### ◎目的

- ・都と連携して、医療体制を維持し、市民の健康被害を最小限に抑える。
- ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

### ◎対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (1) 情報提供・共有

#### ア コールセンター等の継続

市は、引き続き、国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるよう努める。

#### イ 医療提供体制の周知

都内感染期に移行すると、医療提供体制が一般医療提供体制に切り替わるため、医療機関への受診方法等について広報、ホームページ、ツイッター、安全安心メール等で情報提供を行う。

#### ウ 情報提供方法

市は、引き続き、国及び都が発信する情報を入手し、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について広報、ホームページ、ツイッター、安全安心メール等で情報提供を行う。

情報入手が困難なことが予想される外国人や障がい者等に対しても、受け取り手に応じた情報提供手段を講じる。

## (2) 感染拡大防止

医療機関への負荷を少しでも軽減させることが求められる段階であることを踏まえ、「一人ひとりが感染しないこと」、「感染した場合は、他人へうつさないこと」という考え方のもと、一人ひとりの基本的な感染防止対策の強化と徹底についての理解と協力を仰ぐとともに、人と人の接触をできる限り減らすという観点から、下記のア〜クについての協力要請を行い、集会、イベントの中止、延期、不急業務の縮小、延期、休止、徒歩・自転車等による移動を求めていく。

ア マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策を徹底することについて強く勧奨する。

イ インフルエンザ等様症状がある場合は、仕事等は休み、早期に医療機関を受診するよう周知する。

ウ 事業者に対し、従業員の健康管理を強化し、発熱等の症状がある者に対しては医療機関の受診を促すとともに出勤させないなどの措置をとるほか、施設利用者の動線、咳エチケット、衛生管理等の施設内の感染予防策を徹底するよう強く勧奨する。

エ 学校、保育施設等の通所施設は、施設及び一人ひとりの児童・生徒等の感染防止対策を強化徹底し、施設内集団感染を最小限に抑えるため、臨時休業等を通常よりも積極的に実施する。

オ 集会、催物等の主催者へ中止や延期を依頼する。

カ 市民に対し不要不急の外出自粛を要請する。

キ 市民、事業者に対し、人混みを避けるため、徒歩や自転車による移動を依頼する。

ク 都知事が外出自粛や施設の使用制限の要請等の措置を講じた場合は、都に協力して要請を行う。

## (3) 予防接種

### ア 住民接種の実施

市は、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

市は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、コミュニティ・センター等市の施設に協力を依頼すること等により接種会場を確保するとともに、医療従事者を確保し、原則として、市に居住する者を対象に集団的接種を行う。

### イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

市は、さらに予防接種後副反応報告書及び報告基準を周知する。

## ◎ 緊急事態宣言が行われた場合の措置

### 1 住民接種の実施

市は、政府の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## 2 住民接種の広報・相談

引き続き、広報・相談を継続する。

### (4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

#### ア 市民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障がい者、乳幼児、外国人、在宅で療養する患者等の要援護者への支援やごみ処理等について対応する。

(ア) 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を要請する。

(イ) 生産、卸、小売団体、流通業者、運輸業者など、食糧、生活必需品に関係する事業者に安定的な供給を確保するよう要請する。

(ウ) ライフライン、公共交通機関等に対し、事業継続を要請する。

(エ) 上下水道など、市民生活を支える事業を継続できるよう、所管のBCPやマニュアル等により、業務を実施する。

(オ) 事業活動に支障が生じた中小企業に対して、都の中小企業制度融資（災害復旧資金融資等）等の制度を紹介する。

(カ) 高齢者、障がい者や在宅で療養する患者等の生活を支える通所・訪問事業者等に、利用者の健康状態等を把握したうえで事業維持をするよう要請する。

(キ) 地域住民団体、ボランティア等に、高齢者や障がい者、乳幼児、外国人等の要援護者への支援について、協力依頼する。

(ク) 平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、市民及び事業者にごみの排出抑制について協力を要請する。

(ケ) 国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、市民の権利利益を保護する。

#### イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働するよう要請する。

火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に安置できる公共施設を使用する準備を行う。

(ア) 遺体の一時安置所の確保及び適切な運用を行う。

(イ) 関係団体等に遺体安置所設置時に必要な物資の供給を要請する。

(ウ) 市は、「火葬許可証」に死因を「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行に努める。また、公衆衛生上の問題が生じるなど、緊急な対応が必要な場合、特措法第56条の規定による埋葬・火葬に係る国及び都の決定に基づき対応する。

## 6 小康期

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

### ◎目的

- ・市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### ◎対策の考え方

- ・新型インフルエンザ等は、一旦終息しても繰り返し発生する可能性があるため、新型インフルエンザ等の第二波の流行に備え、第一波に関する対策の評価を行うとともに、マスク、防護服の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) 情報提供・共有

#### ア コールセンター等の縮小

市は、状況を見ながら国からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する。

#### イ 情報提供方法

市は、引き続き、国及び都が発信する情報を入手し、第一波の状況と第二波発生の可能性や備えについて、広報、ホームページ、ツイッター、安全安心メール等で情報提供を行う。

### (2) 感染拡大防止

市内の流行状況を見ながら、一旦、感染拡大防止策を緩和するものの、第一波の際の教訓を踏まえ、第二波の対策に備える。また、市民一人ひとりの基本的な感染予防策については情報提供・周知を継続する。

ア 市内の流行状況に注視し、国や都の動向に合わせ、感染拡大防止策を緩和させる。

イ 第二波に備え、引き続き基本的な感染予防策について情報提供・周知する。

### (3) 予防接種

#### ア 住民接種の実施

市は流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合は、未接種者に対し予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を勧奨する。

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

市は、引き続き予防接種後副反応報告書及び報告基準を周知する。

◎ **緊急事態宣言がされている場合の措置**

ア 市は流行の第二波に備え、国及び都と連携し特措法第 46 条の規定に基づく住民接種を進める。

イ 住民接種の広報・相談

引き続き、広報・相談を継続する。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

市民に、平常時の市民生活への回復を呼び掛ける。



## 【用語解説】

### 1 インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となるウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している）

### 2 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

### 3 パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### 4 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

### 5 病原性

新型インフルエンザ等対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

### 6 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対

する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

## 7 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

## 8 サーベイランス

見張り、監視制度という意味。特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。

## 9 指定公共機関

特措法第2条6号「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令定めるものをいう。

## 10 指定地方公共機関

特措法第2条7号「都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のものであらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう」

## 11 指定行政機関

内閣府設置法等に規定される機関で、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令で定める機関。内閣府や厚生労働省などが規定されている。

## 12 プレパンデミックワクチン

プレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階で、パンデミックを引き起こす可能性のあるウイルスを基に製造される。

我が国においては、プレパンデミックワクチン製造に当たって、現在H5N1亜型のインフルエンザウイルスを用いており、このワクチンは、H5N1亜型以外のインフルエンザには有効性が不明であり、また、新型インフルエンザウイルスがH5N1亜型であったとしても、パンデミックワクチンと比較すると、流行前の時点でその有効性の評価を定めることはできない。

### 13 パンデミックワクチン

パンデミックワクチンは、新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスをもとに製造される。

### 14 基礎疾患を有する者等

新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられている以下の者をいう。

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患（糖尿病等）・腎機能障害・免疫不全（ステロイド全身投与等）等を有しており治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等。

### 15 新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）

都内各保健所が設置する（政府行動計画における「帰国者・接触者相談センター」に該当）。海外の新型インフルエンザ等発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、新型インフルエンザ相談センター等を通じて、新型インフルエンザ専門外来（感染症診療協力医療機関）を受診するよう周知する。なお、相談センターの名称は、発生した感染症の名称にあわせたものになる。

### 16 感染症診療協力医療機関（都）

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む）。新型インフルエンザ等の海外発生時には、都の要請に基づき、新型インフルエンザ専門外来（政府行動計画における「帰国者・接触者外来」に該当）を設置する。

（参考）

#### ○ 東京感染症アラート

都では、新型インフルエンザ等の疑いのある患者が都内医療機関を受診した場合、都内の保健所と協力し、24時間体制で、迅速な検査と精密な検査を組み合わせた検査を行っている。

#### ○ クラスターサーベイランス

インフルエンザ様疾患発生報告及び感染症等集団発生時報告の報告時に、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生のウイルスにおける型を調べるサーベイランス。このウイルス検査を伴うクラスターサーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）を超えるまで継続する。

○ 症候群サーベイランス

新興・再興感染症の流行、特に未知あるいは稀な感染症に対する「早期探知」を迅速に行うことを目的として「症状」（発熱、呼吸器症状、嘔吐、下痢、発しんなど）の情報をさまざまな情報源から収集するサーベイランス。

○ 感染症指定医療機関（国）

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

\* 特定感染症指定医療機関…新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

\* 第一種感染症指定医療機関…一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\* 第二種感染症指定医療機関…二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

○ 感染症入院医療機関（都）

都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために、都があらかじめ登録した医療機関。感染症入院医療機関では病床・病棟等の利用計画、感染拡大防止策、診療継続計画（BCP）等を定めている。

○三鷹市新型インフルエンザ等対策本部条例  
平成25年3月29日条例第10号

三鷹市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、三鷹市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、三鷹市（以下「市」という。）の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(組織)

第3条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第4条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(本部長の権限)

第5条 本部長は、法第36条の規定に基づき、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うとともに、関係機関に対し、必要な情報の提供等を求めることができる。

(部)

第6条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

○三鷹市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

平成25年4月16日規則第39号

三鷹市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三鷹市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年三鷹市条例第10号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、三鷹市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の審議事項)

第2条 本部長が招集する対策本部の会議（以下「会議」という。）においては、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図るため、次の事項について対策本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び市民への適切な方法による情報提供に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等のまん延の防止に関すること。
- (3) 市内の生活環境の保全その他市民の生活及び地域経済の安定に関すること。
- (4) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関すること。
- (5) 新型インフルエンザ等対策の実施に係る他の自治体その他の関係機関との連携に関すること。
- (6) 新型インフルエンザ等対策の実施における事業継続に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関すること。

(会議の構成)

第3条 会議は、本部長、副本部長及び本部員その他市長が任命する職員をもって構成する。

2 本部長、副本部長及び本部員には、次に掲げる職にあるものをもって充てる。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長及び教育長
- (3) 本部員 三鷹市職員定数条例（昭和42年三鷹市条例第25号）第2条第1項に規定する職員のうち部長及びこれに相当する職にある者（ただし、市長が特に認める者を除く。）並びに三鷹消防署長又はその指名する消防吏員

3 市長は、必要があると認めるときは、前項第3号に掲げるもののほか市の職員のうちから本部員を任命することができる。

(代理)

第4条 副本部長は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

2 前項の規定により、副本部長が本部長を代理する場合は、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序によるものとし、副市長である副本部長については、健康福祉部担当副市長である副本部長を先とし、他の副市長である副本部長を後とする。

(職務権限)

第5条 対策本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、平常の市の組織における職務権限の例により対策本部の事務を処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。